

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事選考委員会規程

平成22年1月18日  
22規程第1号

## (趣旨)

- 第1条 この規程は、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について（平成21年9月29日閣議決定）」の趣旨に基づき設置する国立研究開発法人物質・材料研究機構理事選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

## (任務)

- 第2条 委員会は、国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長（以下「理事長」という。）が行う理事の選考の参考とするため、応募者の人物評価を行う。
- 2 委員会は、前項の評価結果について、選考過程及び所見を付して理事長に報告する。

## (構成)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 2 委員長及び委員は、外部の有識者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、必要に応じて構成員以外の役職員の出席を求め、選考に必要な意見を聴取することができる。

## (委員長)

- 第4条 委員長は、委員会を主宰し、委員会を招集する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

## (任期)

- 第5条 委員長及び委員の任期は、任務完了をもって終了する。

## (守秘義務)

- 第6条 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (非公開)

- 第7条 委員会の審議は、公開しない。

## (事務)

- 第8条 委員会の事務は、人事・総務部門人事室において処理する。

## (雑則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この規程は、平成２２年１月１８日から施行する。

附 則（平成２３年４月２７日 ２３規程第２８号）

この規程は、平成２３年４月２７日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年３月２４日 ２７規程第４１号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月２０日 ２８規程第７２号）

この規程は、平成２８年４月２０日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（令和７年３月１１日 ２０２５規程第４３号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。